

助成金：均衡待遇・正社員化推進奨励金



いつもお世話になっております。

さて、今日は、「均衡待遇・正社員化推進奨励金」のご案内です。

先月、パート社員への社会保険適用拡大案が衆議院可決したように、今後も、ますますパート社員さんの雇用の在り方が大きく変わっていくように思います。この助成金は、パート・有期雇用従業員の待遇改善を目指すもので、その一つが、「正社員への転換制度」です。

- ① パート従業員・有期契約従業員を対象とした正社員への転換のための試験制度を「就業規則」で定める。
- ② 実際にパート・有期雇用従業員を正社員へ転換する。
- ③ 正社員として6ヵ月間、在籍後、奨励金支給となります。

助成額は、★ 1人目：中小企業 40万円、大企業 30万円

★ 2人目～10人目：（1人に7割）中小企業 20万円、大企業 15万円

（※支給対象期間は制度導入から2年間です。）

- ・正社員転換前に6ヵ月以上、パート・有期雇用従業員として、雇用されていること、
- ・転換日より過去3年間に同じ事業主の元で正社員ではなかったこと、
- ・転換日前後6ヵ月間で従業員を解雇していないこと、
- ・正社員として雇用することを前提として雇用されていないこと、等他に要件がありますので、詳細は当事務所までお尋ねくださいませ。

業務に慣れているパート社員さんと、考え・気持ちが合えば、新たに正社員を採用するよりも、会社・従業員ともにメリットがあるのではないのでしょうか。